



マイタク



でまんど相乗りタクシー

マイナンバーカードに登録が必要！

登録要件

前橋市に住民登録があり、次の登録条件のいずれかに該当する方が登録できます。

- A : 年齢75歳以上の方**
B : 年齢65歳以上で運転免許証（普通・中型・大型免許）をお持ちで無い方
C : 下記の①～⑦のいずれかの該当者
 ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護・要支援認定者、
 介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）、⑥難病患者、⑦小児慢性特定疾病
 患者、⑧妊産婦 ※条件有り、確認書類提出必要
D : 運転免許証を自主返納した方または失効した方
 ※免許失効前に当該免許が取消しされた方等は除く

〈C区分に該当する方で登録できない方〉

- ・福祉有償運送利用の登録がある方
- ・軽自動車税、若しくは自動車税の減免を受けた車両で移動が可能な方
 （※A、B、D要件のいずれかに当てはまる場合はご利用いただけます）

〈妊産婦の方の登録可能期間〉

- ・母子健康手帳が交付された日から、出産予定日の12か月後の月末まで

〈確認書類〉

- 身体障害者…身体障害者手帳
- 知的障害者…療育手帳
- 精神障害者・発達障害者…精神障害者保健福祉手帳
- 難病患者…特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証（指定難病）
- 小児慢性特定疾病患者…小児慢性特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定疾病登録者証
- 要介護、要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）…介護保険被保険者証
- 妊産婦…母子健康手帳又は出産予定日を確認できる書類

登録に必要なもの

- ①マイナンバーカード ②C要件で登録の方は上記確認書類

登録受付場所

市役所本庁舎1階ロビー、大胡・宮城・粕川・富士見支所、保健センター2階(こども支援課)、
 保健所1階(障害福祉課・保健予防課) のいずれか

支援金額

- (1) 乗車する登録者が1人のとき
 運賃の半額を上限1,000円まで支援
 （ただし、1運行で2回利用した場合は、運賃の半額を上限2,000円まで支援）
- (2) 乗車する登録者が複数人のとき
 1人最大500円を支援
 （ただし、1運行で2回利用した場合は、1人最大1,000円を支援）

お問い合わせ

前橋市未来創造部交通政策課

TEL : 027-898-5844 FAX : 027-224-3003

マイナンバーカードでのマイタク登録について



各窓口で登録申し込み
当日から利用可能



1 登録窓口

- ☐ 市役所 1 階(マイタク特設登録窓口)
- ☐ 大胡支所・宮城支所・粕川支所・富士見支所
- ☐ 保健センター 2 階(こども支援課)
- ☐ 保健所 1 階(障害福祉課・保健予防課)



2 受付時間

平日の午前9時00から午後5時00分まで

3 持ち物

- ☐ マイナンバーカード

- * カードをお持ちでない方は取得する必要があります。
- * 75歳未満の方で、C条件（障害者、要介護者等）で登録の方は、確認書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、母子健康手帳等）をお持ちください。

4 利用方法

事前に登録したマイナンバーカードを持ってタクシーに乗りし、マイタクサービスをご利用いただきます。

マイタクの詳細について

○ 利用時間

午前7時から午後7時（土日祝を含め利用可能です。）

○ 利用回数

70回／年（4/1～3/31）（4回／日）

○ 運行エリア

前橋市全域／乗車地か降車地が前橋市内であれば対象となります。

○ 利用可能な会社

アサカタクシー、東洋タクシー、清水タクシー、赤城タクシー、敷島タクシー
ナガイタクシー、日本中央タクシー、新和タクシー、県都第一交通
一部の介護タクシー（対象の介護タクシー事業者はお問い合わせください）

○ その他割引との併用

福祉タクシー利用券やタクシー事業者が行っている障害者割引、免許返納者割引と併用可能です。
各種割引の詳細については、福祉タクシー利用券は障害福祉課へ、
障害者割引や免許返納者割引はタクシー事業者へお問い合わせください。



○マイタク制度に関するお問い合わせ：交通政策課（前橋市役所5階）

TEL 898-5844、898-6238

○マイナンバーカードの申請及び交付に関するお問い合わせ：市民課（前橋市役所1階）

TEL 898-6101

マイナンバーカードでのマイタクの乗り方



① タクシーを呼ぶ

下記のタクシー会社のいずれかに予約（市内の駅や病院に待機している下記会社の車両でも利用可能）



タクシー会社名（市外局番は027です）			
アサカタクシー	231-8181	敷島タクシー	231-1108
東洋タクシー	050-3183-9048	ナガイタクシー	231-8123
清水タクシー	243-4343	日本中央タクシー	255-1112
赤城タクシー	283-2305	新和タクシー	251-3111
県都第一交通	251-4784		

※上記のタクシーの他に、一部の介護タクシーでもマイタクを利用できます。
詳細はお問い合わせください。

② 乗車時にまずマイナンバーカードをタッチ！



乗車時、
車載機に
タッチ！

タクシーに乗車したらはじめに、マイタクを使うことを運転手に伝え、タクシーの車載機に忘れずにマイナンバーカードをタッチしてください（降車時には利用できません）。また、タッチ後のキャンセルはできません。

※残りの利用回数は、タッチした際、画面に表示されるほか、音声でも案内されます。

③ 運転手に行き先を伝える

普通のタクシーと同じように、運転手に行き先を伝えてください。あとは、目的地までらくらく移動。

④ 目的地に着いたら精算

目的地に着いたら、運転手が車載機でマイタク等の割引額を計算し、支払金額を伝えます。金額を確認し、マイタクをもう1回分追加で使用するか決めていただきます。

(1) マイタクをもう1回分追加で使わない場合
そのまま支払を行い、タクシーを降りてください。

(2) マイタクをもう1回分追加で使用する場合
運転手に「マイタクをもう1回分使いたい」ことを伝え、再度、
マイナンバーカードを車載機にタッチします。運転手がマイタクを
2回分使用した割引額を計算し、支払金額を伝えますので、支払を
行い、タクシーを降りてください。

（注意！）

※マイナンバーカードを2回タッチした後は、1回分の使用を取り消すことはできませんのでご注意ください。

⑤ 翌年度分は自動で更新

翌年度分のマイタク利用回数は、翌年度の4月1日以降の最初にマイナンバーカードを車載機にタッチしたときに、自動で更新されます。

翌年度分は
自動更新！

（注意！）※前年度分の繰り越しはありません



マイタク Q & A

Q 1	どの時間帯に利用できるの？
A 1	午前7時から午後7時までが利用可能時間（市の支援対象）となります。 なお、土日祝日を含めて、週休日はありません。
Q 2	運行エリアは限定されるの？
A 2	前橋市全域が基本となります。 また、乗車地か降車地のいずれか一方が前橋市内であれば、市の支援の対象とします。
Q 3	利用するときにはどうすればよいの？
A 3	一般のタクシーと同様に表面の <u>前橋市内のタクシー会社に直接予約</u> してください。 （利用方法は一般のタクシーと同じです） なお、前橋市内の病院や駅などに待機しているタクシー車両には予約なしでご利用いただけますが、市外から戻る場合には、 <u>前橋市内のタクシー会社に直接予約</u> してご利用ください。
Q 4	利用するときには、何を持ってタクシーに乗るの？
A 4	マイタクが登録された <u>マイナンバーカード</u> を持ってタクシーに乗車してください。 マイナンバーカードを提示できない場合は、支援を受けることはできません。
Q 5	市からの支援は何回でも受けられるの？
A 5	<u>1人 年70回、1日4回まで</u> 利用可能です。
Q 6	他の割引と併用できるの？
A 6	福祉タクシー利用券、障害者割引、運転経歴証明書を提示していただくことで、各種割引との併用が可能です。
Q 7	支援の内容はどんなものなの？
A 7	登録者が1人で乗車したときは、運賃の半額を支援（ただし1回利用につき1,000円が上限）し、登録者が複数で乗車したときは、1人1回利用につき最大500円を支援します。なお、 <u>1運行につき2回まで利用可能</u> です。長距離移動になる場合は2回利用するとお得になります。また、相乗りする登録者が増えるとさらにお得に利用できます。 例）運賃が3,000円の場合 ■登録者が <u>1人</u> で乗車したとき ・1回利用の場合：支援額：1,000円（上限額）、負担額：2,000円 ・2回利用の場合：支援額：1,500円（1,000円（上限額）+500円）、負担額：1,500円 ■登録者が <u>3人</u> で乗車したとき ・各自1回利用の場合：支援額：1,500円（500円×3人）、負担額：1,500円 ・各自2回利用の場合：支援額：3,000円（1,000円×3人）、負担額：0円
Q 8	マイタクの登録をしている人同士で相乗りするときはどうすればいいの？
A 8	乗車時、登録者全員がタクシー車載機にマイナンバーカードをタッチしてください。
Q 9	マイナンバーカードを紛失、盗難されたらどうすればいいの？
A 9	市民課からの案内に従って、機能停止や再発行の手続きを行ってください。なお、マイナンバーカードが再発行されるまで、マイタクは利用できません。
Q 10	マイナンバーカードを新しくした場合はどうすればいいの？
A 10	マイナンバーカードの紛失や有効期限の更新等により、マイナンバーカードを新しくした場合は、 <u>新しいマイナンバーカードにマイタクの再登録</u> をする手続きが必要です。